



日本年金機構の職員や委託事業者などと称して、現金を 詐取する「不審な電話や訪問」にご注意ください

■まず、ここにご注意ください!!

- 電話や訪問により、預貯金額や口座番号、職業や家族構成などの個人情報をお聞きすることはありません。
- 公的年金について、電話や訪問をすることがあるのは、日本年金機構および日本年金機構が業務委託を行っている委託事業者だけです。職員および委託事業者が訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した写真付き身分証明書を携行し、対象者に提示します。
- 委託事業者など、日本年金機構の職員以外が訪問により現金をお預かりすることはありません。職員が自宅へ訪問して現金をお預かりする場合は、その場で「領収証書」を発行します。
- 日本年金機構の職員が行う公的年金の手続き・年金証書などの再発行には手数料は一切かかりません。

※民間事業者への委託について

日本年金機構は、民間事業者に業務委託を行って、全国各地で『国民年金保険料に関する納付のご案内』を実施しています。(法律に基づく民間委託)

むつ年金事務所では、令和2年10月から「アイヴィジット・東洋紙業共同企業体」に委託しています。

そのほかの地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所でご確認ください。

■怪しいなと感じたら…

- 即答を避け、相手の名前や所属、電話番号を確認し、一旦電話を切ってください。
- 口座番号などの個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所（全国の相談・手続き窓口）へお問合せください。

【お問合せ】 住民生活課 担当：金沢

村県民税（第4期）、固定資産税（第4期）、国民健康保険税（第6期）の納期は、

12月27日(月)です。

介護保険料（第4期）の納期は、

12月28日(火)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。